

令和8年度竹林整備に係る下刈業務公募説明書

1 当該公募の趣旨

本業務は、竹林から広葉樹へ転換を図る植林地等において下刈を実施するものである。本業務の遂行に際して、急傾斜においての植栽木、在来木を温存しながら、新竹及び下草を伐採等するもので、竹の伐採や樹木についての専門的な知見及び実績、また、下刈の技術を有していなければならない。このため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 令和8年度竹林整備に係る下刈業務（仮称）

(2) 業務の詳細な説明

ア 下刈業務

・竹林から広葉樹への転換を図る植林地等の下刈

20ha程度（うち2回刈り 15ha程度）

※植栽、自生している広葉樹（クヌギ、センダン、タブノキ等）を避けて、下刈を行うこと

※広葉樹の本数（約500～3,000本/ha）

※契約期間のうち、適期に下刈（全刈）作業を行うこと

（伐採時期は農林課と協議のうえ決定とする）

※下刈に当たって、笹、雑草、灌木、つる類等、植栽木や在来木の生長に支障となる地被物を地際から刈り払うこと

※刈り払いの際、植栽木や在来木の切損や刈り払い物の被覆を防ぐこと

※植栽木や在来木に巻き付いているつる類を切断した後、取り外すこと

※新竹については、地際から伐採し、適切に処理を行うこと

イ 上記 ア に付随する業務

(3) 履行場所 市の指定する場所（小倉南区ほか）

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

- ア 造林後の下刈について専門的な知見を有すること。
- イ 国（公社及び公団を含む）又は地方公共団体（北九州市が出資する公社、事業団等を含む）が発注する類似業務（竹伐採及び下刈）を履行した実績を有すること。
- ウ ア、イについて、要件を確認できる書類及び貴社（団体）の概要が分かる書類が提出できること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内1番1号
担当課名 北九州市産業経済局農林課
電話番号 093-582-2078 FAX番号 093-582-1202

(2) 説明書に対する質問受付及び回答

- ア 受付期間
令和8年4月3日から令和8年4月16日までの（土曜日、日曜日を除く）
毎日、8時30分から17時15分まで
- イ 受付担当課
（1）に同じ。
- ウ 回答
受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

- ア 提出期間
令和8年4月3日から令和8年4月17日までの（土曜日、日曜日を除く）
毎日、8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1)と同じ。

ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

エ 参加意思確認書記載上の留意事項等

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札を中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市産業経済局農林施設担当課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。